BNS1079BNS1077

問い合わせ先

東川町　産業振興課商工観光振興室

℡0166－82－2111（内線134）

美しい風景、おいしい水、住みよい町

**東川町で営業する店舗の**

**リフォームを支援します**

　◎東川町店舗等リフォーム促進支援事業補助金

|  |  |
| --- | --- |
|  | 店舗のリフォームを支援  （店舗の増築、改築及び改修） |
| 対象 | 町内の企業等が店舗等接客及び販売並びに事業を行う町内の建物を増築、改築・改修 |
| 要件 | ・開業後5年を経過している店舗  ・リフォームに要する費用が100千円以上のもの  ・町内建設業者が施工するもの、機械設備又は特殊と判断されるものに関しては例外  ・東川町商工会の会員であること。 |
| 支援内容 | 店舗等のリフォームに要する費用　２／３以内（限度額　1,000千円） |
| 必要書類 | □申請書(様式第1号)　□経営計画書(様式第2号)　□補助事業計画書(様式第3号)  □所有者の同意書(様式第4号又は5号)　□同意書　□商工会の推薦書  □付近見取図　□配置図(店舗本体、付属建築物)　□平面図　□着色立面図　□施工前写真　□検査済証　□見積書(写)　□その他必要な書類  ≪法人の場合≫  □履歴事項全部証明書(直近3ケ月以内のもの)  □貸借対照表および損益計算書(直近1期分）  ≪個人の場合≫  □直近の確定申告書(第一表、第二表、収支内訳書(1・2面)又は所得税青色申告決算書(1～4面))又は開業届  □収支内訳書がない場合は貸借対照表および損益計算書(直近1期分)を作成し提出 |

◎対象となるリフォーム

|  |  |
| --- | --- |
| 増築 | 既存の店舗等の存しない箇所に、新たに店舗等を建築する工事 |
| 改築 | 既存の店舗等の一部を取り壊し、当該箇所に店舗等を改めて建築する工事 |
| 改修 | １　店舗等の耐久性を高める工事 |
| 例：屋根、壁、の張替えや塗装工事等 |
| ２　店舗等の安全性又は防災上必要な工事 |
| 例：防火性能を高める工事、段差解消、スロープの設置工事等 |
| ３　店舗等の機能の向上を図るための工事又は衛生上必要な工事 |
| 例：畳の張替え、厨房改修、環境負担低減に資する工事等 |